8　ベトナム社会主義共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する生産物又は役務の購入のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9　情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、ベトナム社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報（不正腐敗行為に関するものを含む。）

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十一月七日に東京で

日本国外務大臣　岡田克也

ベトナム社会主義共和国

計画・投資大臣

ヴォー・ホン・フック閣下

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十一月七日に東京で

ベトナム社会主義共和国

計画・投資大臣

ヴォー・ホン・フック

日本国外務大臣　岡田克也閣下

○文部科学省告示第百七十七号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第十八条第一項の規定により、平成七年文部省告示第八号（在外教育施設を認定した件）により認定したパース日本人学校（小学部及び中学部）の位置について平成二十一年七月一日付けで変更したことを承認したので、同規程第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十四日

文部科学大臣　川端　達夫

変更前	変更後
オーストラリア国ステアリング	オーストラリア国ケンブリッジ

○農林水産省告示第千六百二十号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年十一月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Anemone hupehensis var. Japonica	秋重（あきえ）	河合修　岐阜県郡上市八幡町市島1545	第21555号 平成21年９月14日
Oxypetalum caeruleum (D. Don) Decne.	ササオスカー	有限会社笹岡花弁農園　高知県須崎市下分甲1308番地	第22529号 平成21年９月17日
Rosa L.	アリッサピーチ	有限会社新月バラ園　岐阜県瑞穂市田之上395番地１	第20305号 平成21年９月17日

○農林水産省告示第千六百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岡山県新見市哲多町・上熊谷字鍋谷・字寸茅（以上一大字二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岡山県新見市唐松・大佐田治部・菅生（以上三大字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区大栗安字アシミ沢七九八の一、天竜区水窪町山住三二四、三二七の一、三二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字アシミ沢七九八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　静岡県島田市川根町上河内字カラホリ三二八三、藤枝市瀬戸ノ谷字大崩一〇一九三の一、一〇一九四、一〇一九六、一〇一九九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大崩一〇一九四・一〇一九九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。